

中小ビル 改修工事に 密着

駒込Kビル



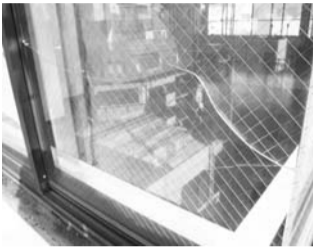
管理責任者
小島 雄一氏

JR「駒込」駅から徒歩2分の「駒込Kビル」は平成3年の竣工。現在は一般の事務所や学習塾、ピラティス専門スタジオ、心療内科クリニックといったテナントが入居中。賃貸フロアは満室で稼働中だ。ビルの管理・運営業務を担当する小島雄一氏は、物件情報のチラシから自社のホームページ、そして賃貸借契約書やビル管理規定など、ビルに関する書類やPR素材をできる限り自身で作成。ビル経営に対するひたむきな姿勢が、今日の満室稼働を下支えしている。

オーナーの努力が光る満室稼働ビル・外装リニューアル工事が完了



▲破損した窓ガラス(下)も交換された(上)



▲タイルの張替えも実施

不動産業界トピックス集

「駒込は都心にアクセスしやすく、生活利便性に優れていることから、居住地域として需要の高いエリアです。その反面、オフィス立地としては都心と比べるとやや見劣り」

「駒込は都心にアクセスしやすく、生活利便性に優れていることから、居住地域として需要の高いエリアです。その反面、オフィス立地としては都心と比べるとやや見劣り」

「駒込は都心にアクセスしやすく、生活利便性に優れていることから、居住地域として需要の高いエリアです。その反面、オフィス立地としては都心と比べるとやや見劣り」

「駒込は都心にアクセスしやすく、生活利便性に優れていることから、居住地域として需要の高いエリアです。その反面、オフィス立地としては都心と比べるとやや見劣り」

「駒込は都心にアクセスしやすく、生活利便性に優れていることから、居住地域として需要の高いエリアです。その反面、オフィス立地としては都心と比べるとやや見劣り」

「駒込は都心にアクセスしやすく、生活利便性に優れていることから、居住地域として需要の高いエリアです。その反面、オフィス立地としては都心と比べるとやや見劣り」



▲外装の改修工事(下)を経て美観を取り戻した(上)

「駒込は都心にアクセスしやすく、生活利便性に優れていることから、居住地域として需要の高いエリアです。その反面、オフィス立地としては都心と比べるとやや見劣り」

「駒込は都心にアクセスしやすく、生活利便性に優れていることから、居住地域として需要の高いエリアです。その反面、オフィス立地としては都心と比べるとやや見劣り」

「駒込は都心にアクセスしやすく、生活利便性に優れていることから、居住地域として需要の高いエリアです。その反面、オフィス立地としては都心と比べるとやや見劣り」

ビル関連 補助金最新情報

※詳細は各窓口にお問い合わせ下さい。

東京都

再生可能エネルギー発電設備と併せて導入する蓄電池

●設備改修後のベンチマークがA2以上となること

●申請時までに、当該年度中熱利用、バイオマス熱利用等

●補助率：上限額

中小企業等：補助対象経費の3分の1以内(上限額5000万円)

その他：補助対象経費の6分の1以内(上限額2500万円)

●申請期間(第1回)

平成28年9月30日～平成29年1月31日

●グリーンリース普及促進事業

「グリーンリース普及促進事業」

●募集期間

平成28年10月31日から平成31年1月頃まで

(今年度は平成29年1月末日まで)

東京都千代田区

事業概要

都内における再生可能エネルギーの普及促進を図る。

●対象

都内の中小テナントビルを所有し、次のいずれかに該当すること。

(1)中小企業基本法に定める中小企業者で大企業が実質的な経営に参加していない者。

(2)中小企業者以外の資本金10億円未満の会社で再生可能エネルギー設備の導入を助成するもの。

●事業概要

「千代田区省エネルギー改修等助成制度」

●対象となる建築物

千代田区内に存する民間建築物で、次の該当建築物である。

○木造以外の建築物

○原則として、建築基準法に適合している建築物

○昭和56年5月31日以前の建築物

●助成内容

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した港区内の特定緊急輸送道路沿道建築物で、一定の要件に該当するもの。

○耐震診断

規模に応じて算出した額以内で、耐震診断に要した費用の最大10分の10

○補強設計

規模に応じて算出した額以内で、最大6分の5

○耐震改修工事

規模に応じて算出した額以内で、最大6分の5

宮崎県宮崎市

事業概要

宮崎市では多くの雇用を創出するオフィス系企業の立地を促進するため、中心市街地等へのオフィスビル建設を支援する。

●補助対象ビル

○中心市街地等区域等に建設すること

○新築であること

○共用部分を除く1階層あたりの賃借用業務施設(店舗及び宿泊施設等を除く)が350㎡程度以上であること

●補助対象経費および補助金額

補助対象事業者と同居企業(宮崎市企業立地促進条例による奨励措置の指定の要件を満たすもの)が竣工後3カ年を経過する日までに締結する賃貸借契約の床面積に係る固定資産税(家屋、土地)および都市計画税相当分の3カ年分。

●助成額

太陽光発電システム：出力1kW当たり10万円(限度額100万円)

省エネルギー機器等：導入費の20%(限度額20万円)

●事業名

「オフィスビル建設促進補助」

●事業概要

事業所：中小企業者のうち、「区内の既存建築物の所有者」、「所有者の承諾を得ている者」のいずれか

●助成額

対象経費の20%(上限100万円)

●申込期限

平成29年2月15日

●事業概要

「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業」

●事業名

「事業所用自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費助成」

●対象者

区内に事業所を有する中小事業者等で、当該事業所に対象機器を導入するもの。ただし、平成29年3月31日までに機器等の導入及び支払いを終え、区内に導入完了報告をすること

●助成対象機器

太陽光発電システム、ガスエンジン給湯機、燃料電池給湯器など

●助成額

太陽光発電システム：出力1kW当たり10万円(限度額100万円)

省エネルギー機器等：導入費の20%(限度額20万円)